

# さくら市再犯防止推進計画 【概要版】

## 計画策定の目的

平成 28 年に再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 年に国の再犯防止推進計画が閣議決定されました。

本市においても同法に基づく地方再犯防止推進計画を策定し、罪を犯した人の社会復帰を支援するとともに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づいて策定します。

## 計画の対象者

再犯の防止等の推進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「犯罪をした者等」とします。

## 計画の期間

計画期間は特に定めず、社会情勢の変化や、再犯の防止等の推進に関する法律、国・県の再犯防止推進計画の見直しの状況等を踏まえ、随時改定できることとします。

## 計画の策定及び推進体制

更生保護関係などの民間団体や地域の方々、国の関係機関など幅広い方々からのご意見を反映するため、「さくら市再犯防止推進計画連絡会議」を設置し、計画の策定、進行管理、各種事業の推進を行います。

## 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律第 3 条に掲げられた基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として 5 つの基本方針を設定しています。本市においても、国及び栃木県と連携して施策を推進するため、この 5 つを基本方針とします。

### 【国再犯防止推進計画「基本方針」(概要)】

- (1) 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進。
- (2) 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施。
- (3) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施。
- (4) 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施。
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成。

### 【再犯の防止等の推進に関する法律第 3 条「基本理念」(概要)】

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なこと踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

## 重点施策及び今後取り組む施策

重点施策	今後取り組む施策	
【1】就労と住居の確保	就労の確保	①刑務所出所者等に対する就労支援 ②新たな協力雇用主の開拓・確保 ③犯罪をした者等を雇用する企業等への措置等 ④障がい者・生活困窮者等に対する就労支援の活用 ⑤高齢者に対する就労支援等の活用
	住居の確保	⑥地域社会における定住先の確保
【2】保健医療・福祉サービスの利用の促進	高齢者・障がい者等への支援等	⑦保健医療・福祉サービスの提供 ⑧地域生活定着支援センター、保護観察所及び矯正施設への協力 ⑨地域福祉計画との連携
	薬物依存を有する者への支援等	⑩地域の支援体制の構築 ⑪薬物乱用防止の普及・啓発
【3】学校等と連携した修学支援、非行防止の取組	学校等と連携した修学支援の実施、非行防止取組等	⑫児童生徒の修学支援等 ⑬児童生徒の非行の未然防止
【4】広報・啓発活動の推進	広報・啓発活動の推進	⑭「社会を明るくする運動」の推進
【5】民間団体・関係機関等との連携強化	民間協力者の活動の促進等	⑮ボランティアの活動に関する広報の充実 ⑯ボランティアの活動に対する支援の充実
	関係機関との連携強化	⑰関係機関との連携強化